（介護保険法施行規則の一部改正）

第三条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） **第八十三条の四の四**　（略） ２～５　（略） ６　第一項の申請書は、医療保険者を経由して提出することができる。ただし、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の二十八又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第七十一条の十一の規定による別段の定めにより医療保険者において支給申請に係る手続が行われた場合にあっては、第一項の申請書は当該医療保険者を経由して提出がされたものとみなす。 ７　前項の規定により医療保険者を経由して申請書の提出を受けた場合（同項の規定により医療保険者を経由して申請書が提出されたものとみなされた場合を含む。）において、当該申請書の提出を受けた市町村は、当該医療保険者に対し、第一項第三号に掲げる事項並びに第二項第二号及び第三号に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。 ８　（略） （匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等） **第百四十条の七十二の九**　（略） ２　（略） ３　提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。	（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） **第八十三条の四の四**　（略） ２～５　（略） ６　第一項の申請書は、医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた市町村は、当該医療保険者に対し、同項第三号に掲げる事項並びに第二項第二号及び第三号に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。 （新設） ７　（略） （匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等） **第百四十条の七十二の九**　（略） ２　（略） ３　提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第一項に規定する提供の申出
（略）	（略）

４～７　（略）

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出
（略）	（略）

４～７　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百八十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎